

学位授与

機構では、広く社会で行われている高等教育段階のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に対して、学位（学士、修士、博士）を授与しています。我が国では法令により、大学と大学改革支援・学位授与機構のみが学位を授与することができます。機構の学位授与の審査は、機構に置かれた学位審査会と専門分野ごとの専門委員会で、高度な学識を有する全国の国公私立大学の教員が共同で行っています。

学位授与事業

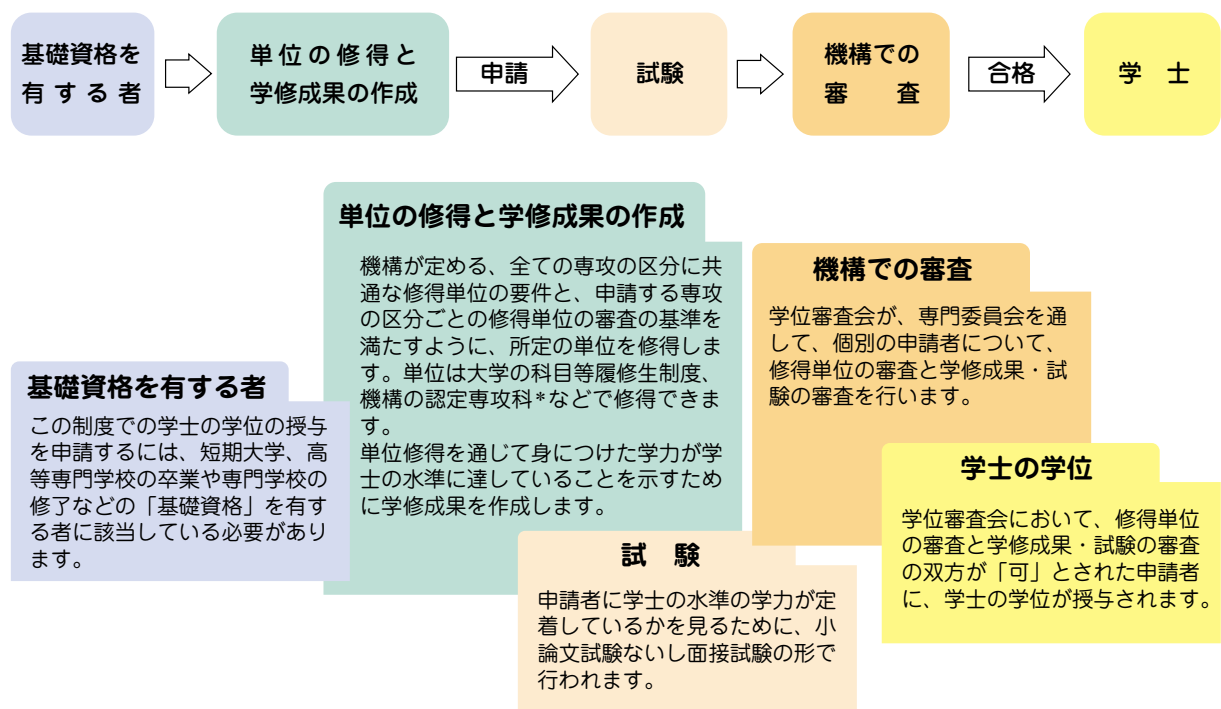
大学外の学習者に、学位（学士、修士、博士）を授与



●短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与（学士） （学位規則第6条第1項）

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなど、すでに高等教育機関において一定の学習を修めた後に、大学における科目等履修生制度などを利用して高等教育レベルの学修を行った学習者に、学士の学位を授与します。この制度は、学習者ひとりひとりのニーズに応じた多様な学習の積み重ねの成果を学士の学位取得へとつなぐものです。申請は毎年2回、4月と10月に受け付けています。

学位取得までの流れ



* 短期大学、高等専門学校に置かれた機構の認定専攻科のうち、特例の適用を受けた認定専攻科を修了見込みの場合は特例に基づく申請が認められています。

この制度によって授与される学位

機構では、生涯学習時代における学習者の関心の多様性に対応して、下記に示すさまざまな分野での学士の学位を授与しています。機構では、専攻分野の名称及び専攻の区分の種類を、時代の変化や社会における専門知識と学習に対するニーズの変化に応じて、学位審査会における審議を経た上で随時、見直しています。

専攻分野の名称及び専攻の区分

文学	○国語国文学	経済学	○経済学	栄養学	○栄養学
	○英語・英米文学	商学	○商学	工学	○機械工学
	○独語・独文学	経営学	○経営学		○電気電子工学
	○仏語・仏文学	理学	○数学・情報系		○情報工学
	○中国語・中国文学		○物理学・地学系		○応用化学
	○ロシア語・ロシア文学		○化学系		○生物工学
	○歴史学		○生物学系		○材料工学
	○哲学		○総合理学		○土木工学
	○心理学	薬科学	○薬科学		○建築学
	○宗教学	看護学	○看護学		○社会システム工学
教育学	○教育学	保健衛生学	○検査技術科学	芸術工学	○芸術工学
神学	○神学		○臨床工学	商船学	○商船学
社会学	○社会学		○放射線技術科学	農学	○農学
	○社会福祉学		○理学療法科学	水産学	○水産学
教養又は学芸	○比較文化		○作業療法科学	家政学	○家政学
	○地域研究		○言語聴覚障害学	芸術学	○音楽
	○国際関係		○視能矯正学		○美術
	○科学技術研究	鍼灸学	○鍼灸学		○演劇
社会科学	○社会科学	口腔保健学	○口腔保健衛生学	体育学	○体育学
法学	○法学		○口腔保健技工学		
政治学	○政治学	柔道整復学	○柔道整復学		

短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与についての詳細は、申請の手引き「新しい学士への途」を参照してください。

「新しい学士への途」は機構のウェブサイトでも閲覧できます。また、この制度による学士の学位取得についてよくある質問とその答えをまとめた「学位授与に関するQ&A」のページも公開しています。

「新しい学士への途」 https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku.html

「学位授与に関するQ&A」 https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/degree_awards_system/qa.html



※平成29年度から、学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対する表彰制度を創設いたしました。

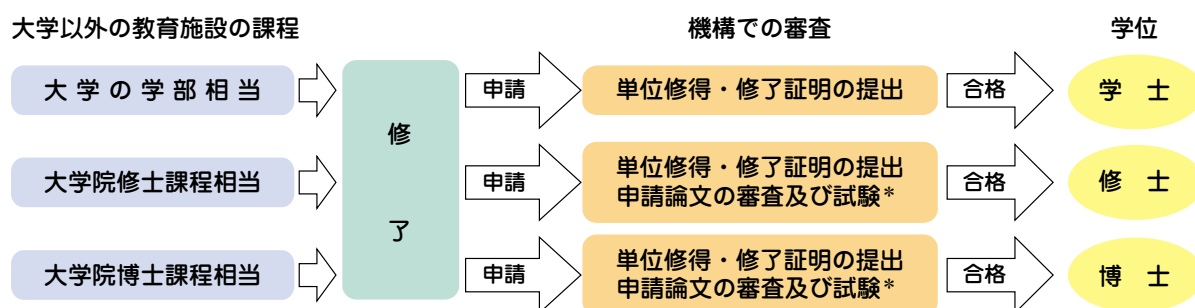
●機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士） （学位規則第6条第2項）

大学以外の教育施設に置かれた課程（各省庁大学校）のうち、大学の学士課程、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っている機構が認定した課程の修了者に対して審査を行い、合格した者に学位を授与しています。

課程の認定と教育の実施状況等の審査

学位審査会では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にあると認められるものを大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程として認定します。認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに、教育の実施状況等についての審査（レビュー）を行い、上記の水準が維持されていることを確認します。

学位取得までの流れ



*申請論文に対応する専門委員会において、3名以上の審査委員が指名され、口頭試問等によって審査を行います。

この制度によって授与される学位

機構が認定している大学以外の教育施設と、授与している学位の種類は以下の通りです。各学位は、大学改革支援・学位授与機構長名で授与されます。

教育施設	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	人文科学/社会科学/理学/工学	理学/工学/安全保障学*	理学/工学/安全保障学
防衛医科大学校	医学/看護学	—	医学
水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

*平成14年度までは社会科学

